

令和6年第1回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料4

（追加発送議案）

		ページ
1	低所得世帯に対する給付金の支給に伴う補正予算について 総務部 【第55号議案関係】	1
2	定額減税を補足する給付（調整給付）に伴う補正予算について 総務部 【第55号議案関係】	2
3	箕面市税条例の改正について 総務部 【第67号議案関係】	3
4	箕面市高齢者等介護総合条例の改正について 市民部 健康福祉部 【第48号議案関係】	4
5	令和6年能登半島地震 災害支援 ふるさと寄附金「代理寄附」の取り組みに伴う補正予算について 地域創造部 【第55号議案関係】	5
6	箕面市指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等4条例の改正について 健康福祉部 【第50・51・52・53号議案関係】	6
7	電気・ガス料金高騰の影響を受けた介護施設等への支援（第3回）に伴う補正予算について 健康福祉部 子ども未来創造局 【第55号議案関係】	8
8	保育所等におけるプライバシー保護対策に係る設備等対策支援事業に伴う補正予算について 子ども未来創造局 【第55号議案関係】	9
9	令和6年度病院事業会計補正予算第1号について 市立病院 【第65号議案関係】	10
10	指定管理者の指定について みどりまちづくり部 市立病院 【第45・46号議案関係】	13

低所得世帯に対する給付金の支給 に伴う補正予算について

総務部 総務室

- ◆ 国の全額負担により、令和6年度において住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税されている世帯(但し、既に令和5年度住民税非課税又は住民税均等割のみ課税給付となった世帯を除く。)に対して1世帯あたり10万円を給付します。
- ◆ また、上記給付対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する世帯に対して児童一人あたり5万円の給付金を追加給付します。

1 補正予算概要

エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業(新規非課税世帯等)

【歳出】	委託料等	7,500 千円
	交付金	295,000 千円
【歳入】	地方創生臨時交付金	302,500 千円(10/10補助)

2 緊急支援給付金の概要

(1)支給対象及び対象世帯数

令和6年6月1日時点(予定)で市内にお住まいの方で下記の条件に該当する世帯

- ①世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯又は住民税所得割が非課税で、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税である世帯

支給額:1世帯あたり10万円、想定対象世帯数:約2,700世帯

- ②①の世帯のうち18歳以下の児童を扶養する世帯

支給額:18歳以下の児童1人あたり5万円、想定対象児童数:約500人

(2)周知方法

市広報紙、市ホームページによる周知とともに、該当世帯へ市から確認書を送付

(3)支給方法

市から送付する確認書の記載事項を確認のうえ市に返送。市は返送された確認書の審査後、指定口座に給付金を振り込みます。

定額減税を補足する給付（調整給付） に伴う補正予算について

総務部 市民税室

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、定額減税(所得税:一人当たり3万円、住民税:一人当たり1万円)が行われますが、この恩恵を十分受けられない納税義務者に対し、その差額(減税しきれない額)を調整給付として支給します。

1 補正予算概要

定額減税にかかる調整給付金交付事業

【歳出】 委託料	53,230 千円
給付金	623,940 千円
【歳入】 地方創生臨時交付金	677,170 千円(10/10 補助)

2 調整給付の概要

(1) 支給対象と対象者数

令和6年度に本市において住民税を課税される者

① 所得税分

支給対象: 減税対象人数(納税義務者と扶養親族の数)に基づき算定される定額減税可能額(3万円×減税対象人数)が令和6年分推計所得税額を上回る者
想定対象者数: 約 19,100 人、想定支給額: 589,720 千円

② 住民税分

支給対象: 減税対象人数に基づき算定される定額減税可能額(1万円×減税対象人数)が令和6年度分住民税所得割額を上回る者
想定対象者数: 約 3,200 人、想定支給額: 34,220 千円

(2) 周知方法

市広報紙、市ホームページによる周知とともに、対象者へ市から確認書を送付

(3) 支給方法と支給額

市から送付する確認書の記載事項を確認のうえ市に返送。市は返送された確認書の審査後、指定口座に給付金を振り込みます。なお、支給額は所得税分と住民税分の「減税しきれない額」の合算額を1万円単位で切り上げて算定した額となります。

箕面市税条例の改正について

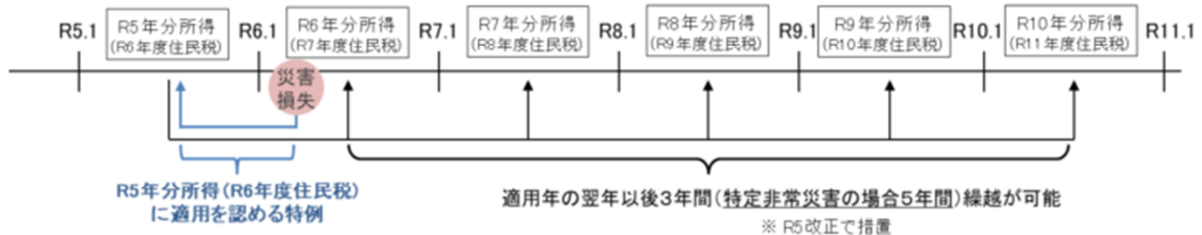
総務部税務室、市民税室

地方税法等の改正により、令和6年1月に発生した能登半島地震による損失の金額を、令和6年度分の個人住民税(令和5年分所得)において雑損控除(※)の適用対象とすることができる特例が設けられましたので、これに伴い市税条例を改正します。

1 能登半島地震の被災者に対する個人住民税の特例について

- ・現行法では、令和6年中に生じた災害による被害の損失は、令和7年度分の個人住民税(令和6年分所得)から雑損控除を行うこととなります。
- ・しかし、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害は、広範囲において甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日と令和5年分所得税(令和6年度分個人住民税)の課税期間に極めて近接していることから、地方税法及び地方税法施行令が改正(公布日:2月21日)され、今回の災害による損失を、令和6年度分の個人住民税(令和5年分所得)の雑損控除の適用対象とする特例が設けられました。
- ・これに伴い、市税条例を改正します。

【制度のイメージ】



(※)雑損控除…地震や火事、害虫による被害など、自然災害や生物、人の行為が要因となる災害または、盗難、横領などによる損害を受けた場合に適用可能な所得控除。同居していない扶養家族の損害についても控除に含めることができる。

2 施行日

公布の日

箕面市高齢者等介護総合条例の改正について

市民部 介護・医療・年金室／健康福祉部 高齢福祉室

- ◆ 第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度までの3年間)の介護保険料を改定します。

1 介護保険料の改定

(1) 介護保険料の基準額

第9期介護保険料基準額(月額) 5,970 円

(第8期介護保険料基準額 5,400 円から 570 円の増、増加率 10.6%)

* 基準額: 課税世帯に属するかたで、課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の本人非課税のかたの月額保険料

(2) 所得段階区分及び料率

	第8期	→	第9期
所得段階区分	14 段階		17 段階
最高段階の所得区分	1,500 万円以上		2,500 万円以上
最高段階の料率	2.5		3.5

(3) 介護保険料の主な変動要因

- ① 介護サービスの利用量増等により給付費等が増加します。
 - ・ 保険料基準額への影響額 1,181 円
- ② 市介護保険給付費準備基金の残高約 8.2 億円を全額取り崩します。
 - ・ 保険料基準額への影響額 ▲611 円

2 施行日

令和6年4月1日

令和6年能登半島地震 災害支援 ふるさと寄附金 「代理寄附」の取り組みに伴う補正予算について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ ふるさと寄附金「代理寄附」とは、被災していない自治体が被災自治体の代わりにふるさと寄附金を受付ける仕組みです。この仕組みにより、寄附金の募集や受領に伴う各種事務は代理する自治体が担うため、被災自治体は優先度の高い災害対応に注力できます。
- ◆ 本市は、1月30日から、石川県珠洲市へのふるさと寄附金の代理受付を開始しました。

1 補正予算概要

ふるさと寄附金推進事業(代理寄附)(臨時)

【歳出】	負担金	ふるさと寄附金(代理寄附分)	24,375 千円
	手数料 等		625 千円
【歳入】	ふるさと寄附金(代理寄附分)		25,000 千円

2 代理寄附について

(1)支援する被災自治体:石川県珠洲市

(2)代理寄附受付期間:令和6年1月30日から3月31日まで

(3)代理寄附金額:15,779,832 円(2月21日時点)

(4)その他

- ・代理寄附の受付にかかる寄附金受領証明書発行等の実費は寄附金から差し引いて、被災自治体にお渡しするため、市の事務に係る費用負担はありません。
- ・代理寄附には返礼品はありません。
- ・代理寄附は、「ふるなび」「ふるさとチョイス」の2つのポータルサイトで受付けています。

箕面市指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等4条例の改正について

健康福祉部 広域福祉課、高齢福祉室

地域密着型(介護予防)サービスの指定等に係る基準を定めた厚生労働省令等が改正されたため、市の基準条例について該当部分を反映させる改正を行います。

1 条例改正の経緯

介護保険法の改正や令和6年度介護報酬改定の実施に伴い、介護保険の地域密着型（介護予防）サービスの指定等に係る厚生労働省令（平成18年厚生労働省令第34号及び第36号）、居宅介護支援及び指定介護予防支援の指定等にかかる厚生労働省令等（平成11年厚生省令第38号及び平成18年厚生労働省令第37号）が改正されたため、これらを根拠とする4条例を改正します。

2 改正する条例

	条 例	対象者	対象となる事業所が提供するサービス
①	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(第50号議案)	要介護者	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護(小規模デイサービス)、認知症対応型通所介護(認知症対応デイサービス)、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(認知症対応グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)、看護小規模多機能型居宅介護
②	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(第51号議案)	要支援者	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
③	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(第52号議案)	要支援者	介護予防支援(ケアマネジャーによる要支援者のケアプラン作成)
④	指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(第53号議案)	要介護者	居宅介護支援(ケアマネジャーによる要介護者のケアプラン作成)

3 条例改正の主な内容

	主な改正内容	①	②	③	④
(1)	重要事項のウェブサイトへの掲載の義務付け	○	○	○	○
(2)	管理者の兼務範囲の拡大(同一敷地内に限定しない)	○	○		○
(3)	身体的拘束等の適正化の推進 ア 身体的拘束等の原則禁止及び身体的拘束等を行う場合の記録の義務付け	○	○	○	○
	イ 身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)の義務付け	○	○		
(4)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け	○	○		
(5)	協力医療機関等との連携体制の構築	○	○		
(6)	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	○	○		
(7)	生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化	○			
(8)	介護老人福祉施設における緊急時等の対応方法の定期的な見直しの義務付け	○			
(9)	ユニット型施設の管理者の研修の義務付け	○			
(10)	看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化	○			
(11)	テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする			○	○
(12)	指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準、市に対する情報提供等を規定			○	
(13)	指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準の見直し				○

4 施行日

令和6年4月1日

経過措置:(1)は、令和7年3月31日までは適用しません。

(3)イは、令和7年3月31日までは努力義務とします。

(4)は、令和9年3月31日までは努力義務とします。

電気・ガス料金高騰の影響を受けた介護施設等への支援 (第3回)に伴う補正予算について

健康福祉部 高齢福祉室、障害福祉室／子ども未来創造局 子どもすこやか室分室

介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等のうち、国による電気・ガス料金の激変緩和事業の開始以降も、現に電気・ガス料金高騰の影響を大きく受けている事業所に対し、地方創生臨時交付金(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金分)を活用し、支援金を交付します。

1 補正予算概要

【歳出】物価高騰対応市緊急支援事業 (3室合計)35,347 千円

【歳入】地方創生臨時交付金 (3室合計)35,347 千円

※歳出内訳

(千円)

所管	対象施設	支援金	事務費	合計
高齢福祉室	介護サービス事業所等	29,950	902	30,852
障害福祉室	障害福祉サービス事業所等	3,644	—	3,644
子どもすこやか室分室	障害児通所支援事業所	840	11	851
	合計	34,434	913	35,347

2 支援の考え方

- ・電気・ガス料金の高騰については、令和5年度においても、国による激変緩和事業、大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金、箕面市社会福祉施設等物価高騰対策支援金による支援が行われています。
- ・本市が、昨年12月から本年1月にかけて市内事業所にアンケート調査した結果、高齢者入所施設等において、電気・ガス料金の高騰による影響額が、市府の支援額を大きく超えている状況が見られたことから、物価高騰に対する更なる負担軽減策を講じます。

3 支援額・対象施設数の想定

- ・アンケート結果では、高齢者入所施設における電気・ガス料金高騰の影響が大きいことが分かりましたが、施設規模等により状況は一律ではないこと等から、サービス種別による限定は行わず、市府支援金との合算により令和5年度における影響額の5割までを支援することとします(指定管理施設支援と同様)。
- ・介護サービス事業所等(257か所)・障害福祉サービス事業所等(116か所)のうち、入所施設・通所施設を中心に193か所程度を想定しています(指定管理施設を除く)。

保育所等におけるプライバシー保護対策に係る 設備等対策支援に伴う補正予算について

子ども未来創造局 保育幼稚園利用室、子育て支援室、保育幼稚園総務室

令和5年度国補正1号により、保育所等における子どもの安全対策として、プライバシー保護のためのパーテーション等や保育内容を記録するカメラ等を設置する費用に対する補助制度が創設されました。この補助制度を活用し、公立保育所・幼稚園、子育て支援センターへの設備等の設置と民間保育園・私立幼稚園等に対する補助を実施します。

1 補正予算概要

- 【歳出】①保育幼稚園利用室：教育・保育給付施設運営費補助事業 11,850 千円
 ②子育て支援室：地域子育て支援センター運営事業(臨時) 175 千円
- 【歳入】①国補助金(こども政策推進事業費補助金) 2,100 千円(1/2 補助)保育所等
 ②国補助金(学校安全特別対策事業費補助金) 150 千円(1/2 補助)公立幼稚園
 ※①②ともに1施設当たり50千円が補助上限(補助対象額100千円の1/2)

2 実施内容と今後の見込み

施設種別	設置	根拠	現行予算	R5 補正予算
民間保育園等	カメラ等(158台)	175千円×158台	16,850千円	10,800千円
	パーテーション等	75千円×14園	-	1,050千円
子育て支援センター	パーテーション等	100千円(公立)+ 75千円(民間)	-	175千円
公立保育所・幼稚園	カメラ等(38台)	見積額	10,280千円	-

- ・民間保育園等におけるカメラ等の設置については、保育中に発生した事故等の状況把握及び検証のため、市独自の補助制度(1台175千円上限の1/2補助)を実施することとしていたが、令和5年11月に国の補助制度が創設されたため、これを活用します。
- ・国制度では、カメラだけでなく、プライバシー保護のためのパーテーション等の設置も対象となり、また補助対象施設も保育園等だけではないため、調査・検討の結果、パーテーション等も対象(カメラと重複なし)とし、子育て支援センターにも設置することにしました。
- ・本年度中の設置が難しい場合は、来年度に繰り越す見込です。そのため、民間保育園等への補助金は、R4繰越明許費分をR5補正予算に計上しています。

令和6年度病院事業会計補正予算第1号について

市立病院 新市立病院整備室

- ◆ 新市立病院の建設用地の取得、及びデザインビルド方式(設計・施工一括発注方式)による整備に必要な経費を計上しています。
- ◆ 指定管理者の指定に伴い、箕面市立病院指定管理者評価委員会委員報酬及び職員の退職給付費、並びに指定管理者に対する政策的医療(救急医療、小児医療、高度医療)の提供の対価としての指定管理料及び人材確保対策補助金の債務負担行為を計上しています。
- ◆ 深刻な看護師不足の状況を踏まえ、指定管理者制度へのスムーズな移行と安定運営に向け、病院設置者として看護師養成学校等へのPR活動にかかる経費、及び市立病院に入職するかたに対する生活支援金等補助金を計上しています。

1 補正予算概要

・継続費

新市立病院整備事業

期間：令和6年度～10年度

総額：42,909,035千円

うち、令和6年度予算額：30,800千円

・債務負担行為

①箕面市立病院指定管理料

期間：指定管理開始年度から、それ以降最初に新築される市立病院における業務開始日の前日が属する年度の末日までの期間に20年を加えた期間

限度額：政策的医療の実施に伴い、地方交付税法第7条の規定に基づき国が作成する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類(地方財政計画)を参考に毎年度算定した額の総額

②箕面市立病院人材確保対策補助事業

期間：指定管理開始年度から、3年6か月

限度額：2,897,482千円

・収益的収支

【収益】 一般会計補助金(職員退職給付費、看護師確保対策) 3,566,496千円

【費用】 退職給付費、看護師確保対策補助金ほか 1,850,016千円

・資本的収支

【収入】 企業債、一般会計負担金(新市立病院整備事業) 6,554,646千円

【支出】 土地購入費ほか 6,554,646千円

2 新市立病院整備事業の事業内容

病院建物(附帯施設を含む)、駐車場の建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、造成工事等その他必要な関連工事に係る設計(基本設計・実施設計)及び施工を、基本設計からのデザインビルド方式で一括発注するため、また、医療機器等を整備するため継続費を設定します。

(1)継続費 令和6年度～10年度 42,909,035千円(用地費等含まず)

・病院建設の概要(予定)

病床数 390床、1床あたり面積 90㎡、建築単価 97.2万円/㎡

総工費 42,909,035千円

うち、造成工事11億円、病院棟等建設341億円、医療機器等整備58億円、
駐車場建設17億円

・スケジュール(予定)

令和6～7年度 : 基本設計・実施設計

令和8～10年度 : 施工、医療機器等整備

(2)新市立病院整備支援業務委託 継続費のうち令和6年度分 30,800千円

・新市立病院整備に係る運用・物流、医療情報システム、医療機器整備計画策定等の支援

(3)土地購入費 6,521,663千円

・建設用地 約15,000㎡のうち、道路の付替え完了後に確定する敷地を除く 約10,000㎡を
令和6年度に購入します。

(4)不動産鑑定評価委託料 2,183千円

3 指定管理料(債務負担行為)

診療報酬をもって診療体制の維持、確保が困難な政策的医療(救急医療、小児医療、高度医療)の提供の対価として、全国の公立病院に対する繰り出し実績を基礎とした国の地方財政計画の単価を参考に、毎年度算定した額を支払います。

※従来の一般会計から病院事業会計への繰入金(政策的医療分)に相当

※令和5年度地方財政計画をもとに算定した場合 322,785千円/年

4 人材確保対策補助金(債務負担行為)

指定管理者法人が、人材確保のために実施する事業に対し、市が病院設置者として財政支援のため補助金を支出します。

・補助金 : 3年6か月分 2,897,482千円

・補助金の算定基礎

指定管理者候補者から、人材確保のために現市立病院の医師を除く常勤職員、任期付任用職員、再任用職員、会計年度任用職員に対し、指定管理者法人に雇用された場合の給与試算に基づき、市立病院在職中からの減少見込額を保障し、人材を確保する旨の申し出を受け、当該保障額と保障に伴い影響を受ける社会保険料の合計額を算定基礎とします。

5 退職給付費

- ・指定管理者制度の導入に伴う市立病院の職の廃止により、職員は指定管理開始日の前日に退職となります。これに伴う退職給付費は、箕面市病院企業職員退職手当規程第6条の規定に基づき加算をして支給します。

病院事業会計で支給する退職給付費総額 3,560,496 千円 (462 人分)

- ・退職給付費の補正額は、病院事業会計で支給する退職給付費総額から現時点の退職給付費引当金を差し引いた不足額となります。 補正額 1,843,913 千円

退職給付費総額 3,560,496 千円 — 退職給付費引当金 1,716,583 千円
 = 補正額 1,843,913 千円

6 箕面市立病院指定管理者評価委員会

箕面市立病院指定管理者評価委員会において、市長の諮問に応じて、指定管理者が策定する令和7年度事業計画(案)について調査審議します。

委員報酬：91 千円 費用弁償：12 千円

7 看護師確保対策

指定管理者制度へのスムーズな移行と安定的な運営に向け、病院設置者として当面5年間の看護師を確保するため、市立病院に入職するかたに、支度金・生活支援の補助金を支給します。

また、看護師養成学校等を直接訪問し、市立病院への入職の働きかけを行います。

(1)看護師確保対策補助金 4,000 千円

対象	勤務先要件	支援内容		補助期間	居住要件	返還免除要件
個人	市立病院	支度金	20 万円	—	市内	入職から3年以上勤務
		生活支援補助金	月額7万円	最大3年		—

・令和7年度採用予定者に対する支度金 20 万円×20 名 = 400 万円

(2)特別旅費 2,000 千円

指定管理者の指定について

みどりまちづくり部 営繕室／市立病院 新市立病院整備室

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、箕面市営住宅等、箕面市立病院の指定管理者を提案します。

1 箕面市営住宅等【継続】（みどりまちづくり部営繕室）

期間	令和6年7月1日～令和11年3月31日（4年9カ月間）			
候補者	日本管財株式会社			
管理料	256,772,802 円 【債務負担行為】			
	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度	合計
	39,296,000 円	54,369,200 円	54,369,202 円	256,772,802 円
選定方法	公募（応募者数：1者）			
選定理由	本市市営住宅における現行の指定管理業務や、他の自治体における同種事業において、豊富な業務実績があることから、市営住宅の設置目的を効果的に達成できると判断したため。			

2 箕面市立病院の指定管理者の指定【新規】（市立病院 新市立病院整備室）

期間	令和7年4月1日から、指定期間開始日以降、最初に新築される市立病院における業務開始日の前日が属する年度の末日までの期間に20年を加えた期間
候補者	医療法人 協和会
管理料	地方交付税法第7条の規定に基づき国が作成する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類（地方財政計画）を参考に算定した額 ※毎年度支払い ※令和5年度地方財政計画をもとに算定した場合、322,785 千円／年
選定方法	公募（応募者数：2者）
選定理由	・箕面市立病院指定管理者評価委員会における審査・答申を踏まえ、当該法人の財務状況、同種・同規模の病院の運営実績、再編統合及び指定管理の実績等を鑑み、市立病院の設置目的を効果的に達成できると認めたため。